平成２１年（フ）第５５７号
新潟県新潟市東区津島屋３丁目183番地５、前住所新潟県新潟市東区豊３丁目２番21号
債務者　川上　優子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８１５号
名古屋市中川区下之一色町字松蔭４丁目18番地の１　第２フジビル101号
債務者　近藤美寧子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４９号
愛知県一宮市西萩原字中道43番地３
債務者　畠山　健郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７３５号
愛知県幡豆郡一色町大字千間字千生新田17番地２
債務者　川合　一隆
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
滋賀県長浜市南田附町149番地２
債務者　野坂　隆司
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
愛媛県大洲市喜多山乙575番地
債務者　萬代　秀雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第６８０号
岩手県花巻市高木第19地割71番地２、申立時の住所岩手県花巻市桜町４丁目120番地３
債務者　伊藤　　馨
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６８１号
岩手県花巻市高木第19地割71番地２、申立時の住所岩手県花巻市桜町４丁目120番地３
債務者　伊藤　永子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６９４号
盛岡市上飯岡６地割10番地21
債務者　嶋崎　康子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０１号
盛岡市上堂１丁目16番21号
債務者　宮野志津子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０８号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保130番地209
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１１号
群馬県高崎市連雀町41番地２―705号
債務者　小池　典子（旧姓掛川）
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４１５号
群馬県高崎市筑縄町10番地15　落合マンション302号
債務者　長井　和行
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４０号
埼玉県東松山市大字上野本1828番地19
債務者　木村　　明
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４５６号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2801番地19
債務者　永野真由美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４５９号
埼玉県深谷市上野台507番地83
債務者　今村　健一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４６０号
埼玉県深谷市上野台507番地83
債務者　今村　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４６１号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹296番地23
債務者　荻野　克俊
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部